令和５年
７月３日（月）
受付開始

65 歳以上のみの
世帯限定!!

大地震に備えて
家具や大型家電を
固定しましょう！

プロに頼んで
らくらく安心♪

家具等転倒・落下防止器具
取付サービス事業を
ご利用ください！

- ★ 家具・家電　３組まで**無料**！
- ★ 地域防災課に申請書を出すだけ！
- ★ 大地震時の安心度アップ！

★詳細は裏面をご確認ください。

★申請書配布・受付場所：消防防災センター、各公民館、焼津市役所 2F 受付、
大井川市民サービスセンター

【問合先】焼津市役所 地域防災課
焼津市石津 728-2 消防防災センター２階
Tel：054-623-2554　Fax：054-625-0132
Mail：tiikibousai@city.yaizu.lg.jp

焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業

～大型家具から身を守るための安全対策～

《補助内容》

タンスや食器棚、家電製品などの転倒または落下を防止するための器具を、委託業者（静岡県建設労働組合　焼津支部）が取り付けます。

《補助上限》

１世帯当たり３組まで無料

※特殊な取り付けの家具・家電製品（テレビ、冷蔵庫等）は、依頼者の一部負担が発生する場合があります。作業前の確認時に作業員にお尋ねください。

※４組以上申し込む場合は、４組目から自己負担となります。

《対象となる家具等》

〇たんす、食器棚、本棚、仏壇、これらに類する家具

〇テレビ、冷蔵庫など

《対象とならないもの》

〇ピアノ、柱・壁・床等の補強、食器棚などの開き戸ロック器具

《対 象 者》

焼津市内に家を持つ又は居住する 65 歳以上のみの世帯

（過去にこのサービスを２回使った世帯を除く）

《申請期限》

令和６年１月 31 日（水）

《申請書配布・受付場所》

消防防災センター２階・地域防災課窓口、焼津市役所 2F 受付、大井川市民サービスセンター、各公民館、市ＨＰ

▲市ＨＰ

「焼津市」
「家具等転倒・落下防止器具取付サービス」で検索

《申込・サービスの流れ》

① 地域防災課宛で利用申請書を提出

↓

② 作業員から申請者に連絡。日程の調整

↓

業者訪問

③ 作業前の確認（作業員が家具固定の可否・固定方法の確認を行います）

↓

④ 取付作業

《注意事項》

〇賃貸物件にお住まいの方は、所有者・管理者の事前の承諾が必要です。

〇他の助成（国、地方）及び焼津市から転倒・落下防止器具の取付に係る補助の交付を受けた世帯は、サービス実施の対象となりません。

【問合先】焼津市役所 地域防災課 焼津市石津 728-2 消防防災センター２階

Tel：054-623-2554　Fax：054-625-0132

Mail：tiikibousai@city.yaizu.lg.jp